

# 居宅介護支援 運営規程

## 医療法人社団 MXPG SILVER SUPPORT GARDENS もみの木

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団 MXPG が開設する医療法人社団 MXPG SILVER SUPPORT GARDENS もみの木（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
  - 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
  - 5 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報(介護サービス情報の公表)を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団 MXPG SILVER SUPPORT GARDENS もみの木
- (2) 所在地 東京都葛飾区細田5丁目15番4号

**(従業者の職種、員数及び職務内容)**

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 主任介護支援専門員(介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

- (2) 介護支援専門員 1名以上(うち1名管理者と兼務)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

**(営業日及び営業時間)**

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日

- (2) 営業時間 午前10時から午後5時までとする。

- (3) 休業日 土曜日、日曜日、祝日、12月30日午後から1月3日とする。

- (4) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

**(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)**

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族(以下この号において「利用者等」という)に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

該当地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を複数提供し、サービスの選択を求め、該当事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求められた場合には十分に説明を行い、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者等の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。

利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。

- (2) 課題の分析について使用する課題分析票は、課題分析標準様式(もみの木版)又はリ・アセスメント支援シートを用いる。

- (3) 利用者等の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること

ができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、少なくとも月1回は自宅を訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

ただし、利用者の同意を頂き、サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ている場合は、少なくとも2月に1回の訪問となる場合がある。

- i 利用者の状態が安定していること。
  - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
  - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること
- また、必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報を、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供する。

- (5) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。なおサービス担当者会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」）を活用して行うこともあるが、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たうえで行うこととする。

- (6) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、実費とは公共交通機関による運賃とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けるとする。

- 4 他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し 同意を得たものに限り徴収する。

#### （通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、葛飾区、江戸川区の区域とする。

#### （緊急時における対処方法）

第8条 介護支援専門員等は、利用者の居宅に訪問中に、利用者の病状に急変、その他 緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに 管理者に報告する。

#### （相談・苦情対応）

第9条 事業所は、地域包括支援センターからの支援困難ケースを積極的に受入れ、地域包括支援センターと連携を図る。

- 2 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### （事故処理）

第10条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、区市町村に連絡及び報告を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

#### (虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の人権の擁護・尊厳の保持・人格の尊重が達成されるようにするため、虐待防止委員会の開催（年 1 回以上、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）、指針の整備、虐待防止研修の実施（年 1 回以上）、専任担当者を管理者として配置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (ハラスメント対策)

第 12 条 事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場及び利用者やその家族等の対応において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### (感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 13 条 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する委員会の開催（年 2 回以上、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）とともに、その結果について従業者に周知、指針の整備、研修の実施（年 1 回以上）、訓練（シュミレーション）の実施、専任担当者を管理者として配置する。

#### (事業継続計画（自然災害・感染症）)

第 14 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、委員会を開催（年 1 回以上）、定期的な研修の実施（年 1 回以上）、定期的な訓練（シュミレーション）の実施（年 1 回以上）を実施するものとする。

#### (身体拘束防止に関する事項)

第 15 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合

を除き、身体拘束を行わないものとする。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、委員会を開催(年1回以上)、定期的な研修の実施(年1回以上)専任担当者を管理者として配置する。

#### (その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、以下に記載する事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し業務態勢を整備する。また研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 権利擁護・プライバシー保護に関する研修 年1回
- (3) 認知症ケアに関する研修 年1回
- (4) 倫理及び法令遵守に関する研修 年1回
- (5) 虐待防止に関する研修 年1回
- (6) 感染症に関する研修 年1回以上
- (7) 業務継続計画に関する研修 年1回以上
- (8) 身体拘束防止に関する研修 年1回以上
- (9) 定例会議 週1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約時に誓約書を取り交わす。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 MXP G と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

以上

#### 附則

この規定は、平成24年3月1日から施行する。

この規定は、平成25年7月1日に改定する。

この規定は、平成30年7月23日に改定する。

この規定は、平成30年9月18日に改定する。

この規定は、令和元年6月7日に改定する。

この規定は、令和2年1月17日に改定する。

この規定は、令和2年10月1日に改定する。

- この規定は、令和 3 年 4 月 1 日に改定する。
- この規定は、令和 4 年 4 月 1 日に改定する。
- この規定は、令和 4 年 6 月 1 日に改定する。
- この規定は、令和 4 年 9 月 20 日に改定する。
- この規定は、令和 5 年 7 月 1 日に改定する。
- この規定は、令和 5 年 10 月 16 日に改定する。
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日に改定する。
- この規定は、令和 7 年 4 月 1 日に改定する。
- この規定は、令和 7 年 8 月 1 日に改定する。
- この規定は、令和 8 年 4 月 1 日に改定する。